

2015年5月25日

各 位

会 社 名 コムシード株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 CTO 羽成 正己  
 コード番号 3739・名 証 セントレックス  
 問 合 せ 先 執行役員 経営管理部長 小倉 誠  
 (TEL. 03-5289-3114)

### 第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、以下の通り、第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)及び第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

##### (1) 本新株式の概要

(1) 払込期日	平成27年6月11日
(2) 発行株式数	137,500株
(3) 発行価額	726円
(4) 資金調達の額	99,825,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全額を株式会社サイカン(以下「サイカン社」といいます。)に割り当てる。
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

##### (2) 本新株予約権の概要

(1) 割当日	平成27年6月11日
(2) 新株予約権の総数	275個
(3) 発行価額	総額 1,842,500円(新株予約権1個につき、6,700円)
(4) 当該発行による潜在株式数	275,000株(新株予約権1個につき、1,000株)
(5) 資金調達の額	201,492,500円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額: 1,842,500円 本新株予約権行使による調達額 199,650,000円

	発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(6)行使価額	1株当たり 726 円(固定)
(7)募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全額をマイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。)に割り当てる。
(8)その他	<p>①行使価額と対象株式数について</p> <p>本新株予約権は、行使価額と対象株式数の双方が固定されています。</p> <p>②行使指示条項について</p> <p>当社は、マイルストーン社に次の場合には本新株予約権の行使を行わせることができる旨の行使指示条項が付されています。</p> <p>i) 当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場(以下「名証セントレックス」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130%を超過した場合、当社は、当該日の当社株式の出来高の 15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>ii) 当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の名証セントレックスにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合、当社は、当該日の当社株式の出来高の 20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>③行使条件について</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできず、また、各本新株予約権の一部行使はできない旨の行使条件が付されています。</p> <p>④取得条項について</p> <p>本新株予約権には、当社が、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されています。</p> <p>⑤譲渡制限について</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限が付されています。</p> <p>⑥本新株予約権の割当てについては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、平成3年12月に海外ゲームの国内販売を目的に設立されたマイクロワールド株式会社を母体としておりますが、平成5年に事業活動を休止しております。その後、平成12年にパチンコクラブ・ドットコム株式会社に商号変更し、翌13年より株式会社日本テレネットが行っていた携帯電話向けコンテンツ配信サービス事業を引き継ぎ、本格的に事業を始動いたしております。現在、「新たなエンターテインメント・コミュニティの創造」を企業理念として、モバイル端末向けにゲームを中心とするアプリの開発・提供を行っております。

現在の国内における情報通信関連市場では、近年、市場環境が急激に変化を遂げており、海外メーカーの日本市場への参入拡大に加え、スマートフォン等の新たな端末機器群の本格的な普及により、スマートフォンアプリ市場及びSNSプラットフォーム向けのソーシャルゲーム市場が引き続き拡大を続けております。その中で、当社が事業を展開しているモバイルコンテンツ市場でも、技術的な革新はもとより、各種通信ソリューションの多様化、機器を接続する通信サービスの拡大等に対応することが求められております。

このような環境のもと、当社は、スマートフォン市場の成長と従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が進行し、ユーザーの市場移行による影響により携帯公式サイトの課金対象会員数も減少傾向にあることから、事業をソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスへシフトし、スマートフォン向けアプリの企画開発に注力してまいりました。

しかしながら、スマートフォン向けアプリの企画開発費用については、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから、財務面においても手元流動性が急激に低下いたしました。

この結果、平成24年3月期より平成26年3月期までの3期連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスの状況となり、平成25年3月期第2四半期より継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

当社は、財務リスクの解消に向けて、平成26年3月期において平成25年6月に第三者割当(※1)による新株式発行の払込みによる資金調達(以下、「前々年の資金調達」といいます。)を行い、事業モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金を確保し、財務リスク軽減を目的とする借入金返済に充当した金額を除き、調達した資金によってスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化いたしました。しかしながら、平成26年3月期の第3四半期会計期間において黒字化を達成したものの、第4四半期会計期間において予定されていたスマートフォン向け人気パチスロ実機シミュレーターゲームのコンテンツが、タイアップ先のメーカー実機の販売開始の遅れから配信が遅延し、収益獲得前の先行的な費用支出をカバーできず当初の計画を達成するには到らず、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するには到りませんでした。

このため、当社は、平成27年3月期において平成26年5月には、第三者割当(※2)により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権証券の発行の払込みによる資金調達(以下、「前年の資金調達」といいます。)を行い、当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益拡大による事業活動の安定化を図るとともに、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資に必要な資金を確保し、同アプリの収益拡大による事業活動の安定化を実現、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資を進めることができました。

当社は、平成26年3月期まで3期連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっておりましたが、スマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、経営資源の選択と集中を図って

まいりました結果、平成 27 年 3 月期においては、第 2 四半期累計期間より営業利益、四半期純利益を計上し、通期においても営業利益、当期純利益の計上と、営業活動によるキャッシュ・フローもプラスとなり、本格的な業績の回復基調になるとともに、前年の資金調達により資金を確保いたしましたことで、今後の事業展開における収益性と財務状況を勘案し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が解消いたしました。

しかしながら、企業活動を安定させるためには、ここまで育成したコアタイトルのほかに、次の柱となるタイトルを早急に育成し、安定的に運用していくことが必要であり、そのためには、さらなる成長投資が必要となります。特に、現在および今後、当社のコアタイトルとなる可能性のあるアプリに関しては、開発のみならずリリース後の運営が重要であり、アプリがヒットすればするほど、運営にかかる費用が継続的に発生することから、安定的な収益を確保するまでは、さらなる資金調達が必要となると判断いたしました。

一方、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開においては、スマートフォン向けアプリの企画開発費用が、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから、当社は、手元流動性の急激な低下リスクを回避するため、他社との共同事業プロジェクトとして進めてまいりましたが、このビジネスモデルにおいては、果実として得られる利益は半減いたします。継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が解消されたものの、財務体質としては自己資本において繰越欠損が依然として存在しており、早急な欠損金の解消を望めないことから、今後のスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開において、優良なコンテンツを獲得しスマートフォン向けアプリの企画開発を当社単独でも推進することが重要であり、十分な投資資金を確保することで収益の拡大を図り、財務体質を健全化することが重要であると考えております。

あわせて、当社は、従来当社が行っているファーストパーティー（自社開発）とセカンドパーティー（協力会社開発）によるコンテンツの運営だけでなく、優良なゲームコンテンツを獲得するにはサードパーティー（他社開発）との連携によって、日本国内外のゲーム開発会社の良質なゲームタイトルを日本国内のユーザーに対し提供することが、今後の展開として大きな可能性を持つと考えております。これらのコンテンツを、海外のものであれば、言語のローカライズ、ゲームバランス、デザイン、機能追加のカルチャライズを行うことで日本市場における最適化を図り、AppStore や GooglePlay などのアプリマーケットを通してゲームを提供するゲームパブリッシング事業を新たに展開することで、競合他社との差別化を図り、収益を拡大していきたいと考えております。また、優良なコンテンツを獲得するためには、著作権取得時における獲得機会の損失リスクを回避するための機動的に使用できる資金さらには日本市場に適合するような上記ローカライズ・カルチャライズに使用する資金を十分に確保する必要があります。本資金調達によって、ゲームパブリッシング事業のタイムリーなビジネス展開を行い、事業を軌道に乗せることが、将来の当社の成長と収益性の向上に寄与するものと判断しております。

また、スマートフォンネイティブアプリ市場はダウンロード無料・従量課金型のゲームにおいても、中長期に渡るユーザー利用の定着によって急速に拡大をしております。当社といたしましては、ゲームパブリッシング事業をスマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな重点事業として位置づけ、将来に向けてビジネス化を計画しております。このためには十分な投資資金を確保し、事業展開を推進することが必要と考えております。当社としましては、収益面、コスト管理、財務面においても改善施策に取り組んでおりますが、本資金調達により調達した資金により、成長投資を行うことが可能となることで、当社の事業戦略を円滑に推進することができ、当社の競争力と収益力の向上が図れるものと考えております。

(※1) 割当予定先は株式会社サイカン、株式会社応援団、オズミックコーポレーション株式会社、ネクストイノベーション株式会社の4社であります。また、株式会社サイカン(住所:東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地、代表取締役角田俊久)は、平成27年3月末時点で当社の株式2,484,800株(総議決数に対する所有議決権数の割合52.05%)を保有する当社の親会社であります。

(※2) 割当予定先は第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の全額を株式会社サイカンに、第2回新株予約権証券の全額を、マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社に割り当てております。なお、両社は前年の資金調達において新株予約権を既にすべて行使しております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
301,317,500	3,317,500	298,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行の払込金額99,825,000円及び本新株予約権の払込金額の総額(1,842,500円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(199,650,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用1,500,000円、登記関連費用1,100,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)717,500円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### (本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
ゲームパブリッシング事業(※1)の展開資金	98,000,000円	平成27年10月～平成28年9月(※2)

(※1) 国内外ゲーム開発会社の良質なゲームタイトルを獲得し、スマートフォンユーザーに対して、AppStore や GooglePlay などのアプリマーケットへゲームを提供する事業であります。

(※2) ディベロッパー(ゲーム開発会社)からパブリッシャー(当社)へのプロモーションやローカライズを一括して依頼するためのライセンス許諾の契約締結時期により、調達資金の支出予定時期を変更する場合があります。

##### (本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
スマートフォンネイティブアプリ(※3)の開発費等	200,000,000円	平成27年12月～平成29年5月(※4)

(※3) スマートフォンネイティブアプリとは、ユーザーがスマートフォン端末上でプレイするスマートフォンゲームのうち、AppStore や GooglePlay などのアプリマーケットを経由し、ゲームアプリケーションソフトとして提供され単体動作するゲームソフトであり、複雑なゲーム表現ができる長所があるもので、スマートフォン

端末の Web ブラウザ上で動作するブラウザゲームと区分してこのように呼ばれるものです。

(※4)本新株予約権の行使による払込金額は、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額を変更する場合があります。当社としましては、本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難になった場合は、収益拡大を最優先とした事業戦略を着実に推進するとともに、その他の資金調達手段についても検討を行ってまいります。

当社は、携帯電話及びスマートフォン・タブレット端末等のモバイル端末を中心に、インターネットを通じて、ユーザーに対しコンテンツの提供や情報の配信を行う、モバイル事業が主力事業となっております。

モバイル事業においては、スマートフォン市場が急速に成長する一方で、従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が同時並行的に進行しており、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。事業モデルにおいても「iモード」に代表されるいわゆる「携帯公式サイト」の月額利用料収入を中心としたものから、スマートフォンアプリそのものの売り切り販売、もしくはスマートフォン向けのソーシャルゲームにおける「アイテム課金」(ゲームコンテンツ自体は原則無料で提供し、これに付随するいわゆるアイテム等のオプション商品の課金により収入を得る従量課金制)へと変化してきております。

これらの市場・事業環境の変化により、当社の事業モデルあるいは業績は大きく影響を受けることから、当社では経営資源をソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスにシフトしております。

当社は、平成 24 年4月よりグリー株式会社が運営・展開するソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)「GREE」において、ソーシャルゲーム『グリパチ』(※3)の提供をフィーチャーフォン版より開始し、平成 24 年 10 月よりスマートフォン(Android)版へサービスを拡大いたしました。

当社は、前々年の資金調達による資金によって、パチンコ・パチスロの実機シミュレーターアプリをタイムリーにラインナップしたことでサービス内容の一層の強化を実現し、平成 26 年3月には登録者数 150 万人(前年同期 87 万人)を達成し、前年の資金調達による資金によって、iOS 搭載スマートフォン版『グリパチ』の初期投資とサービス展開により、『グリパチ』の事業活動を当社の安定的な収益基盤に据え、さらなるユーザー獲得により収益の拡大を図ってまいりましたことで、平成 27 年3月には登録者数が 229 万人となりました。また、当社はスマートフォンネイティブアプリの企画開発・運営を当社コンテンツビジネスの新たな事業戦略として位置づけ、数タイトルのビジネス化を計画し、前年の資金調達による資金によって、平成 27 年3月に株式会社スカイリンク(住所:東京都渋谷区恵比寿一丁目8番 11 号、代表取締役松本祐一郎、清水博康)との共同開発によるスマートフォン向けゲームアプリケーション『selector battle with WIXOSS』(※4)の配信を開始いたしました。そのほかにも、前年の資金調達による資金によってスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開を進めております。

以上のように、前年の資金調達では、これまで当社の主力であった月額課金モデルからの脱却と、SNS および新ジャンルへの挑戦として開始したスマートフォンネイティブアプリ開発に資金を充当しており、黒字化を達成するに至っておりますが、今後もこれらの事業に関して安定的に運営するための費用および追加投資に、前年の資金調達による約 80 百万円を平成 28 年5月までに充当する見込みとなっております。

また、今後はさらに事業を安定的に遂行するために、事業の軸となる「グリパチ」に続く、第二、第三のコアタイトルが必要であると考えております。現在開発中、もしくは開発を予定しているスマートフォンネイティブアプリ案件は 5 本にの

おります。当社が得意とする(すでに豊富な開発実績がある)のはパチンコ・パチスロジャンルのアプリが中心ですが、この5案件には、同ジャンル以外の案件も2本含まれております。このような、新たな挑戦となるジャンルに関しては、先行投資がよりかさむと見込まれます。また、これらのアプリに続く優良な新規タイトルをタイムリーにアプリ化するための開発・運営資金も継続して必要となってまいります。タイトルがヒットするのに比例して、継続的に運営費用もかかることから、現在計画中ならびに将来において取り扱うアプリ案件を安定的に遂行するには、今回の資金調達で得られる200百万円を、段階的に、これらのアプリの企画・開発・運営費用に充当する予定であります。

スマートフォンネイティブアプリの開発費は資金負担が非常に重く、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続くこと、また、運営費として企画運営の人的費用や優良なコンテンツ確保のための契約金および最低保証額(ミニマムギャランティー)等が先行して支出されるため、人員の採用や契約時から売上金回収までの期間において手元流動性の低下が見込まれます。このため、当社はスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開において、同アプリの企画開発費用が、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから、手元流動性の急激な低下リスクを回避すべく他社との共同事業プロジェクトとして進めてまいりましたが、他社との共同事業プロジェクトは、反面、ビジネスモデルとしての果実である利益は半減し内部留保も減少します。現在、当社の財務体質は自己資本において繰越欠損が依然として存在しており、早急な欠損金の解消が遅れることも予想されます。このような状況の中、スマートフォンネイティブアプリの中期的なビジネス展開上優良なコンテンツを獲得し、事業を共同プロジェクトによらず当社単独でも推進することが、今後の当社の成長と収益性の向上に寄与するものと判断しております。そのためには、十分な投資資金をさらに確保することが重要であるため、前年に引き続き本資金調達により資金を確保し、スピード重視の本業界において、同事業の速やかな遂行を実現したいと考えております。

一方、当社としましては、前述のとおり従来当社が行っているファーストパーティー(自社開発)とセカンドパーティー(協力会社開発)によるゲームコンテンツの運営だけでなく、サードパーティー(他社開発)による、日本国内タイトル並びに日本国内に限定しない海外ゲーム開発会社の良質なゲームタイトルを AppStore や GooglePlay などのアプリマーケットを通じて日本国内へ提供するゲームパブリッシング事業が、他社との差別化を図り、収益を拡大させる上で有効であるとの判断から、今後当社の成長と収益性の向上に寄与するものとして、事業の一角に据えて育成する方針であります。

しかしながら、優良なコンテンツを獲得するためには、著作権取得の機会を逃すリスクを回避する必要があり、そのために機動的に使用できる資金と、海外タイトルであれば日本市場に適合するように言語のローカライズ、日本ユーザーの嗜好に合わせたカルチャライズに使用する資金を確保する必要があります。ゲームパブリッシング事業を安定的に軌道に乗せるためには、これらの著作権獲得および各種カスタマイズをタイムリーかつ迅速に遂行する必要があるため、今回の資金調達による資金98百万円を、平成27年9月以降に順次これらの活動に充当していく予定であります。

本新株式と本新株予約権の発行及び行使(以下、「本資金調達」と言います。)により調達する資金の具体的な使途であるゲームパブリッシング事業のビジネス展開資金の支出予定時期は、平成27年10月から平成28年9月までを予定しており、スマートフォンネイティブアプリの開発費等の支出予定時期は、平成27年12月から平成29年5月までを予定しております。

本新株式につきましては、本新株式の払込金額は払込期日に確保はできるもののディベロッパー（ゲーム開発会社）とパブリッシャー（当社）のプロモーションやローカライズを一括して依頼するためのライセンス許諾契約の締結時期により、調達資金の支出予定時期を変更する場合があります。

本新株予約権につきましては、本新株予約権の行使による払込金額は、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額が変更となる場合もあり、本新株予約権の行使期間としております。また、資金の調達時期には変更もあることからスマートフォンネイティブアプリの資金調達による資金用途については、人員の採用状況やコンテンツの獲得状況等により時期が変更になる場合があります。なお、本新株予約権の行使につきましては、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては行使が進まず、当該状況が継続した場合には、当社の資金需要に沿った資金の確保が困難になる場合があります。当社としましては本資金調達が困難になった場合には、事業計画の見直しとともに、選択と集中による資金用途以外の事業経費の削減を行うなどの資金繰りを実施し、あるいは別途手段による資金調達の検討も進めていく所存であります。

当社は、上述しましたように、今後当社が成長するためには本資金調達により資金を確保し、収益性の向上に努め事業戦略を着実に推進することで財務状況も改善され、結果として当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものと考えております。また、調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、資金用途別に別口座として安定的に管理をしております。

(※5)『グリパチ』とは、グリー株式会社が運営するソーシャルゲーム「GREE」において、パチンコ・パチスロメーカー各社協力のもと、実際のパチンコホールで稼動しているパチンコ・パチスロ機や、歴代の名機の実機シミュレーターをモバイルで遊ぶことができるバーチャルホールです。現在フィーチャーフォン、Android OS 搭載スマートフォン、iOS 搭載スマートフォンにおいて、ユーザーに人気の実機シミュレーターをタイムリーに提供し、ユーザー数の拡大を図っております。

(※6)『selector battle with WIXOSS』とは、TOKYO MX・MBS・テレビ愛知・BS11にて放送されていたテレビアニメ「selector infected WIXOSS」及び「selector infected WIXOSS」を題材としたスマートフォンネイティブアプリです。アニメ内で少女たちがプレイする「WIXOSS」は、実際のトレーディング・カードゲームとして株式会社タカラトミー（住所：東京都葛飾区立石七丁目9番10号、代表取締役社長CEO 富山幹太郎）より販売され、人気を博しており、関連する本アプリも各方面から注目を集めています。

#### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

本資金調達により調達する資金は、上記「2. 募集の目的及び理由」及び3. (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載しましたとおり、平成27年12月から平成29年5月までに予定するゲームパブリッシング事業のビジネス展開資金とスマートフォンネイティブアプリの開発費等に充当するものであります。かかる投資は、当社の中長期的な収益力向上及び競争力強化に資するものであり、ひいては中長期的な当社の企業価値及び株主利益の向上に寄与することが見込まれるため、当該資金用途には合理性があるものと判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式

本新株式の払込金額につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成 27 年 5 月 22 日の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の終値である 726 円と致しました。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成 22 年 4 月 1 日付)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本第三者割当の発行価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準と致しました。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値 726 円は、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均は 767 円(発行価額との乖離率 $\Delta$ 5.35%)、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均は 927 円(同 $\Delta$ 21.68%)、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均は 976 円(同 $\Delta$ 25.62%)となっております。

当社といたしましては、発行価額の算定に当たっては、出来うる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社取締役会が、発行価額の決定に際し直前営業日の株価を採用した経緯につきましては、平成 27 年 5 月 13 日に「平成 27 年 3 月期決算短信[日本基準](非連結)」及び「継続企業の前提に関する重要事象等の記載解消に関するお知らせ」を開示しており、直前営業日の終値がこれらの情報の開示から一定期間を置いた株価であること、客観的な市場取引により形成された株価であると考えられることから、当社の企業価値を反映しており、発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役 3 名(うち 2 名は社外監査役)全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

#### ② 本新株予約権

当社は本新株予約権の発行価額の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸条件を総合的に勘案いたしました。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者機関であるブルータス社に本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権の発行要項及び一定の条件(権利行使価格 726 円/株、満期までの期間 2 年間(平成 27 年 6 月 11 日から平成 29 年 6 月 10 日まで)、株価 726 円/株(基準となる当社普通株式の平成 27 年 5 月 22 日の終値)、株価変動性(ボラティリティ) 120.20%、配当利回り 0%、無リスク利率 $\Delta$ 0.005%(満期日までの期間に対応した償還年月日平成 29 年 5 月 15 日の中期国債 352(2)の流通利回り)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定((イ)当社は基本的には割当予定先の権利行使を待つものとする。ただし、株価が行使価格の 200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動するものとする。(ロ)割当予定先は株価が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使

を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、売却にあたっては、市場への影響を考慮し、1日に売却できる株式数を、1日当たり平均売買出来高の5%とする。)、平均売買出来高約25,100株/日(直近2年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高)、その他本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件)の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした公正価値(新株予約権1個につき6,700円)を算定し、本新株予約権の発行価格に採用いたします。

なお、本新株予約権の価値評価を依頼したプルータス社は、主に上場会社及び非上場会社の株式、新株予約権、社債などの診断・査定の事業を営んでいる会社であります。当社は、平成26年1月21日に秘密保持契約を結んだ後、前年の資金調達における新株予約権付社債及び新株予約権の価値評価にかかる業務委託契約を同社と締結いたしております。当社は、今回の資金調達の検討過程で、同社についても前述の割当予定先に対する反社会的勢力等との関わりに係る調査を、前年の資金調達における調査と同様に実施し、同社についても反社会的勢力等と関係がないものと判断しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成27年5月22日の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の終値である726円と致しました。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本第三者割当の行使価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準と致しました。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値726円は、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均は767円(行使価額との乖離率 $\Delta$ 5.35%)、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均は927円(同 $\Delta$ 21.68%)、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均は976円(同 $\Delta$ 25.62%)となっております。

当社といたしましては、行使価額の算定に当たっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社取締役会が、行使価額の決定に際し直前営業日の株価を採用した経緯につきましては、平成27年5月13日に「平成27年3月期決算短信[日本基準](非連結)」及び「継続企業の前提に関する重要事象等の記載解消に関するお知らせ」を開示しており、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、特段不安定な値動きもしておらず、当社の企業価値を反映しており、発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も、取締役会の判断において決定された行使価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、行使価額が特に有利な行使価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の発行による株式数及び本新株予約権の行使による株式数は、それぞれ137,500株及び275,000株と合計412,500株(議決権数4,125個)となり、平成27年5月25日現在の発行済株式総数(注)5,051,495株(議

決権数 50,511 個)に対しては 8.17% (議決権比率 8.17%) の希薄化が生じます。これにより、既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

(注) 平成 27 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数は 4,773,718 株 (議決権の数 47,734 個) ですが、平成 26 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において決議されたサイカン社を割当先とする第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の目的である株式の総数 277,777 株が、平成 27 年 4 月 8 日付で転換行使され、本有価証券届出書提出日現在における発行済株式総数は 5,051,495 株 (議決権の数 50,511 個) となっております。

当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、本資金調達により調達した資金を前述しました「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」のとおり、短期及び中期的な施策に充当することにより、事業の強化を図り安定した事業収益とともに持続的な成長を確保するためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

当社としましては、現在のように厳しい経営環境の中、将来継続的且つ安定的に収益を計上できる企業となるためには、新たにゲームパブリッシング事業を展開することで差別化を図り、将来のビジネス基盤に成長すると見込まれるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた当資金調達規模は相当でありまた必要であると考えております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、本新株式の発行価額と同じ 1 株当たり 726 円であります。これは平成 27 年 3 月期の 1 株当たり純資産 82.14 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去 2 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 26 年 3 月期  $\Delta 26.93$  円 (前事業年度において 1 株につき 100 株の株式分割を行っており、期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。)、平成 27 年 3 月期 23.19 円といずれも本新株予約権の行使価額を下回っております。調達した資金を新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に機動的にして投下し、収益の拡大を図り、1 株当たり当期純利益につきましても改善を図ることが可能であると考えております。

当社といたしましては、新株予約権に取得条項を付すことで、事業環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に買戻しが実行できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式と本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしております。

### (3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、前々年の資金調達においては事業モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金の確保のため、第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。これは財務状況の悪化による上場廃止基準抵触のリスクや信用不安等のリスクを回避し、これらを払拭するための資金が必要と判断し、希薄化が発生する中で定時株主総会決議を条件に株式の第三者割当を実施いたしました。前年の資金調達においては当社の収益基盤となるソーシャルゲーム『グリパチ』の収益拡大による事業活動の安定化を図るとともに、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開

に向けた成長投資に必要な資金の確保を目的として第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の発行による資金調達を実施しており、三期連続した資金調達を実施するに当たりましても既存株主の皆様への株式の希薄化リスクは合理的な理由がない限り避けるべきであると考えております。

当社は、本資金調達をするにあたり、各種資金調達方法について以下のとおり比較検討を進めてまいりました。

銀行借入につきましては、上述しましたとおり当社は平成26年3月期まで3期連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりましたことで、与信枠の問題もあり多額の資金調達は事実上困難な状況にありました。

公募増資及び株主割当増資につきましては、多額の資金調達が可能であり既存株主への公平性に配慮した手法ではありますが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であり、当社が3期連続して赤字を計上し無配が続いておる現状では引受先が集まらないリスクが高く困難と判断いたしました。

ライツ・オフリングにつきましては、当社が金融取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングは国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要し、引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは名古屋証券取引所において新株予約証券の上場基準の見直しが行われており、当社が最近2年間に経常損失を計上していることから行うことができません。

前年の資金調達で選択した第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行につきましては、様々な商品設計が考えられ一度に多額な資金を得ることが可能であるものの、新規事業の収益が上がっても、市場等何らかの要因で当社株価が上昇せず、株式への転換が進まない場合、一般的な長期借入金返済と異なり、多額の社債返済を短期間に行うこととなり、当社の財務内容を急激に圧迫する恐れがあります。また、当社が3期連続して赤字を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりましたため、現実的には引受先が見つからないという懸念もありました。

前々年で選択した第三者割当による新株式の発行につきましては、一度に新株式を発行することで必要資金の調達は可能となりますが、株価変動による影響によっては有利発行や大規模な第三者割当の規制懸念もあり、また同時に1株当たり利益の希薄化が発生することで株価への影響が大きい手法でもあります。資金調達方法の検討を行うに当たり、調達方法の全てを第三者割当による新株式の発行とした場合、今回の資金調達総額は前年を上回ることから、全て新株式で調達することに同意する引受者を見つけることは難しいと判断したものの、前々年で選択した第三者割当による新株式の発行において、割当先全ての払込みが完了し財務基盤の拡充が図れた実績があることから、割当先の要望や協議次第では引受者が見つかる可能性のある資金調達方法であると判断いたしました。

前年の資金調達で選択した第三者割当による新株予約権の発行につきましても、全てを第三者割当による新株予約権の発行によった場合、株価変動による影響によっては行使が進まず、先行投資に必要な初期コストの確保も確定的ではなく、手元資金からの捻出が困難な場合には、事業開始時期にも支障をきたす場合があります。しかしながら、前年の資金調達で選択した第三者割当による新株予約権の発行において、その後、当社が想定した以上に新株予約権の全てが短期間に行使され、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた資金が確保できた実績があること、また、急激な株価への影響もみられなかったことから、資金調達総額は前年を上回るものの本資金調達においても割当先との協議次第では可能性のある資金調達方法であると判断いたしました。

上記を総合的に判断し本新株式と本新株予約権を組み合わせることで、新株式の発行により初期に一定の資金を

調達し、緊急に版權を取得する際に想定される資金不足による機会損失リスクを回避し、中長期に予定する資金使途については残りの調達を新株予約権にすることで一度に大幅な希薄化を引き起こすのではなく、希薄化を複数回に分かれた段階的なものにする事で、市場へのインパクトを薄めることとなります。

当社といたしましては、既存株主の皆様株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、本資金調達による資金は新規事業であるゲームパブリッシング事業のビジネス展開資金と今後の主力事業と成りうるスマートフォンネイティブアプリの開発費等に向けた成長投資に充当し、新規事業と成長事業の強化を図り安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することを目指しております。

当社は本新株式と本新株予約権発行を組み合わせた今回の資金調達方法につきまして、ゲームパブリッシング事業のビジネス展開資金については、優良なコンテンツの版權獲得に使用する資金を短期間に確保することで、目的とする資金の機動的な使用が可能となり、スマートフォンネイティブアプリの開発費等については中長期的に継続して展開する資金を段階的に確保することで、目的とする資金の事業進捗に関する費用として段階的に使用するという当社の資金需要に合致しており、当社が事業を推し進める上での自己資本の充実を勘案した財務基盤の強化、金利負担、中期的な事業への資金調達を総合的な観点から検討した結果、今回の割当予定先に対する本資金調達方法が最適であると判断いたしました。

なお、本資金調達における本新株予約権につきましては、商品設計等において市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項は付しておらず、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株式の既存株主の皆様株式の希薄化に配慮しております。また、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができること、新株予約権には取得条項が付されていることで行使期間中に資本政策の変更が必要となった場合は当社の判断により残存する本新株予約権の一部を取得することができる等の自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することが可能となり既存株主の皆様への希薄化リスクに一定程度配慮する方法となっており、この権利行使により自己資本の拡充も期待できるスキームとなっております。

#### (4) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 137,500 株及び 275,000 株と合計 412,500 株となりますので、平成 27 年 5 月 25 日現在の発行済株式総数 5,051,495 株(議決権数 50,511 個)に対して、合計 8.17%(議決権比率 8.17%)の希薄化が生じます。

当社は、本資金調達において本新株式の発行及び本新株予約権の発行を意思決定する過程において、公正を期するため当社監査役会(うち2名は社外監査役)に当該発行条件について妥当性の意見を求めました。

当社監査役会からは、本新株式の発行及び本新株予約権の発行要領の内容及び前述のプルータス社からの株価評価の算定報告書を踏まえ、本新株式の発行及び本新株予約権は発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

当社といたしましては、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、本新株式の発行及び本新株予約権の発行について検討した結果、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当による本新株式の発行及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成 27 年5月 25 日現在)

本新株式

①名称	株式会社サイカン		
②本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 角田 俊久		
④資本金	2,300 百万円		
⑤事業の内容	オンライン・ネットワークを利用したゲームの企画、開発、サービスの提供		
⑥設立年月日	平成 18 年8月 23 日		
⑦発行済株式数	46,000 株		
⑧決算期	12 月		
⑨従業員数	1名		
⑩主要取引先	Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)		
⑪主要取引銀行	三井住友銀行、ウライ銀行		
⑫大株主及び出資比率	Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国) 95.65%		
⑬当社と割当予定先との関係			
出資関係	当社株式を 2,762,577 株(所有議決権比率 54.69%)保有する当社筆頭株主であります。		
人的関係	角田俊久及び趙容峻氏は、当社取締役を兼務しております。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の親会社であり関連当事者に該当します。		
⑭最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)			
決算期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
純 資 産	206	204	179
総 資 産	207	205	333
1 株 当 たり純 資 産(円)	4,492.24	4,438.08	3,893.67
売 上 高(注)	—	—	—
営 業 利 益	△1	△4	△20
経 常 利 益	2	△1	△22
当 期 純 利 益	1	△2	△25
1株当たり当期純利益(円)	42.03	△54.16	△544.41
1 株 当 たり配 当 金(円)	—	—	—

割当予定先のサイカン社は、非上場企業ではありますが、当社が名古屋証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」において、当社は上場企業として反社会的勢力等に関する方針・行動基準を公表しており、サイカン社が名古屋証券取引所の定める適時開示及び企業行動規範を

初めとする諸規定を遵守し、当社の上場維持に協力を表明していることから、サイカン社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

(注) 割当予定先の事業は現在休止し、グループ会社間の連携管理を行っており、「売上高」の記載はありません。

#### 本新株予約権

①名称	マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社		
②本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
④資本金	10 百万円		
⑤事業の内容	投資事業		
⑥設立年月日	平成 24 年2月1日		
⑦発行済株式数	200 株		
⑧決算期	1月 31 日		
⑨従業員数	3名		
⑩主要取引先	みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券		
⑪主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
⑫大株主及び出資比率	浦谷 元彦 100%		
⑬当社と割当予定先との間の関係			
出資関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)			
決算期	平成 25 年1月期	平成 26 年1月期	平成 27 年1月期
純 資 産	96	98	389
総 資 産	924	1,754	1,573
1株当たり純資産(円)	480,064	494,861	1,949,886
売 上 高	2,766	9,968	4,629
営 業 利 益	49	80	497
経 常 利 益	58	73	501
当 期 純 利 益	76	2	291
1株当たり当期純利益(円)	380,331	14,797	1,455,025
1株当たり配当金(円)	—	—	—

割当予定先のマイルストーン社は、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨、反社会的勢力等と意図的に取引等を有していない旨などについて直接確認するとともに、当社は、株式会社ディー・クエスト(住所:東京都千代

田区神田駿河台三丁目4番、代表者:代表取締役脇山太介)の反社会的勢力調査レポートの内容からも反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、株式会社帝国データバンク(住所:東京都港区南青山二丁目5番20号、代表者:代表取締役後藤信夫)の信用調査レポートの内容で得られた企業情報から当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力との関わりを調査した結果においても反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。以上から総合的に判断し、当該割当予定先については反社会的勢力等関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上述「2. 募集の目的及び理由」の状況において、本新株式と本新株予約権による資金調達を行うこととし、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける事業会社や投資会社等を割当予定先として検討してまいりました。

当社は、今般の第三者割当による本新株式と本新株予約権の募集に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、企業価値と株主価値の向上に繋がる割当先として、サイカン社とマイルストーン社を選定いたしました。

### ① サイカン社

割当予定先のサイカン社につきましては、平成26年3月31日現在当社株式を2,484,800株(所有議決権比率55.26%)保有する当社筆頭株主であり、当社の直接的な親会社としてサイカン社の親会社となる Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)※とともに、日ごろから当社の事業戦略の実効性、成長の可能性、自己資本の充実の必要性に深い理解を有し、当社の事業推進に対しての支援を表明されております。Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)は、韓国のゲームソフト会社である GRAVITY Co.,Ltd.(NASDAQ 上場)元会長である金正律氏が創設した会社であり、GRAVITY Co.,Ltd.が開発した『ラグナロクオンライン』は世界的なヒットゲームとして、日本ではガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社(東京都千代田区丸の内三丁目8番1号、代表取締役会長孫泰蔵)が運営しております。金正律氏はオンラインゲーム事業での成功実績から Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)の事業展開における指導的見地により、中長期の事業方針をスマートフォン向けコンテンツビジネスへの展開に転換したことで、当社との事業シナジーを期待し資本提携の維持を図ってまいりました。このためサイカン社も親会社である Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)とともに、親会社として、当社のゲームパブリッシング事業の推進に対しての支援を表明しており、当社が海外コンテンツを獲得した場合、事業シナジーが見込めることから、今回の資金調達に対しても出資の意思表明をしております。また、同社は前々年及び前年の資金調達において引受先としての実績もあります。

サイカン社は、本新株式により同社が引き続き当社の筆頭株主となりますが、サイカン社は、当社とサイカン社の親会社である Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)がスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開を、グループとして、新たな事業方針としており、当社が公表しておりますコーポレートガバナンス報告書において、サイカン社は親会社グループの方針として当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重するとしており、株式流動性の向上についても理解をいただいております。

また、当社はゲームパブリッシング事業のビジネス展開をする上で、Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)がオンラインゲームで培った海外におけるゲームコンテンツの企画及び開発力により、海外版權獲得による事業シナジーが見込め、他社との差別化を図ることで当社競争力の強化につながるものと考えております。

※サイカン社の親会社(所有議決権比率 95.65%)であり、当社の実質的な親会社であります。

## ②マイルストーン社

割当予定先のマイルストーン社につきましては、平成 21 年2月に同社代表取締役である浦谷元彦氏により設立された東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があります。また、前年の資金調達実施に当たり、同社を割当予定先として選定しております。

なお、前年の新株予約権の発行後につきましては、平成 26 年5月より7月の短期間において新株予約権は全て行使されております。このような実績を踏まえ、本資金調達においても、当社の事業内容や当社グループの中期事業計画に賛同いただき、事業を推進するうえで当社グループの経営に関与しない純投資を目的とした投資を行うとともに、当社の株式の流動性が低いことから投資後は最終的に市場で売却していただくことで流動性の向上に寄与していただける割当予定先として検討した結果、適時に必要とする資金の確保ができる可能性が高い事業会社であると判断いたしました。平成 27 年3月に当社代表取締役羽成正己がマイルストーン社代表取締役浦谷元彦氏と面談し、経営環境、事業戦略及び本資金調達の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性についてご理解が得られ、また、当社としましても、上記に加え、本新株予約権の行使する際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを表明されましたことで、マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。また、本資金調達におきましても前年の資金調達と同様に本新株予約権に取得条項を付すことを同意されております。

## (3) 割当予定先の保有方針

### ①サイカン社

割当予定先のサイカン社は、当社の親会社として親子関係の継続を前提として割り当てを受けており、本資金調達により交付を受けることとなる当社普通株式については、中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。当社はサイカン社から払込期日より 2 年以内において割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由 等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意する旨の 確約書を締結することに合意しております。

### ②マイルストーン社

割当予定先のマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、口頭にて表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

### ①サイカン社

割当予定先のサイカン社は、本新株式の引受けに係る払込みに要する資金について、当社との払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)を親会社とする企業グループにおいて十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、サイカン社の直近の財務諸表(平成 26 年 12 月期決算)により現金及び預金の残高(平成 26 年 12 月 31 日現在 91 百万円)を把握したうえで、サイカン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。サイカン社は本新株式の引受けに係る払込みに要する資金を、株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ※から企業グループ間の資金調達により、平成 27 年 4 月 21 日に本新株式の引受けに必要な資金を確保しております。当社は、金銭消費貸借契約書と普通預金通帳から資金の調達手段、資金移動結果、預金残高を確認し、ヒアリング内容と相違ないと判断しました。また、割当予定先のサイカン社は親会社として本新株式の引受けに係る払込みの意思表示をしていることから、問題はないものと判断しております。

(注)サイカン社と同じく、Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)を親会社とする当社の兄弟会社であります。

## ②マイルストーン社

割当予定先のマイルストーン社とは、本新株予約権の引受に係る払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、マイルストーン社の直近の事業報告書(平成 27 年 1 月期決算)により現金及び預金の残高(平成 27 年 1 月 31 日現在 568 百万円)を把握したうえで、マイルストーン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。当社はマイルストーン社から平成 27 年 4 月 28 日現在の預金残高照会結果を入手して直近の預金残高を確認し、マイルストーン社は引受に係る払込みに必要な自己資金を保有しており、問題はないものと判断しております。

## (5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社代表取締役社長である羽成正己との間で、当社普通株式 60,000 株を借り受ける「株式貸借取引に関する契約書」を締結し、当該契約において同社が借り受ける当社普通株式をつなぎ売り※以外に使用せず、つなぎ売り以外の目的での第三者への譲渡、質権を含む担保権の設定、その他一切の処分をしないことを合意しております。

※つなぎ売りとは、対象新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で発行会社株式の売付けを行うことであります。

## (6) その他重要な契約等

当社がサイカン社及びマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株式及び本新株予約権に関して、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社サイカン	東京都千代田区神田駿 河台三丁目2番地	2,762,577	54.69%	2,900,077	53.08%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目6番2号	—	—	275,000	5.03%
ビーエヌビー パリバ セキュリティーズ サービ ス パリス ジャスデック ノー トリーティ (常任代理人香港上海 銀行東京支店)	3 RUE D'ANTIN 75002 PARIS FRANCE  (東京都中央区日本橋三 丁目 11 番地1号)	134,300	2.66%	134,300	2.46%
ビーエヌワイエム エス エーエヌブイ ビーエヌ ワイエム クライアント ア カウント エムピーシー エス ジャパン (常任代理人株式会社 東京三菱UFJ銀行)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM  (東京都千代田区丸の内 二丁目7番地1号)	84,700	1.68%	84,700	1.55%
寶田 全康	福岡県春日市	70,100	1.39%	70,100	1.28%
稲田 光造	東京都港区	65,900	1.30%	65,900	1.21%
羽成 正己	東京都板橋区	62,300	1.23%	62,300	1.14%
ネクストイノベーション株 式会社	東京都渋谷区桜丘町 26 番地1号	61,000	1.21%	61,000	1.12%
コムシード従業員持株 会	東京都千代田区神田駿 河台三丁目2番地	52,800	1.05%	52,800	0.97%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁 目8番 11 号	49,600	0.98%	49,600	0.91%
中部証券金融株式会社	愛知県名古屋市中区栄 三丁目8番 20 号	48,400	0.96%	48,400	0.89%

計	—	3,391,677	67.15%	3,804,177	69.63%
---	---	-----------	--------	-----------	--------

- (注) 1. 所有株式数は平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として、平成 27 年 4 月 8 日にサイカン社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により増加した株式数を調整して記載をしております。
2. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

#### 8. 今後の見通し

平成 27 年 5 月 13 日付決算短信にて平成 28 年 3 月期業績予想を開示しておりますが、本資金調達が今期の業績に及ぼす影響については現在精査中であります。今後開示すべき業績への影響が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が 25% 未満であること、又は②支配株主の異動を伴うものではないことから、名古屋証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 34 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。なお、当社監査役会(常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名で構成)からは、当社の業績及び財政状態並びに今後の事業計画を総合的に勘案した結果、本資金調達により資金を確保することは、自己資本の充実による財務基盤の安定化を図り、欠損金の解消の早期実現の可能性を高めるものであり、これにより企業価値・株主価値の向上が見込まれると考えられることから、既存株主が保有している株式の経済的価値は必ずしも毀損するものではなく、発行諸条件の必要性及び相当性が認められる旨の意見をいただいております。

#### 10. 支配株主との取引等に関する事項

本資金調達は、本新株式の割当予定先がサイカン社となるため支配株主との重要な取引に該当します。

しかしながら、本資金調達が少数株主にとって不利益なものではないことに関しては、前述のとおり当社監査役会からその旨の意見をいただいておりますことや、当社が公表しておりますコーポレートガバナンス報告書で、サイカン社は親会社グループの方針として当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重するとしておりますことから、本資金調達は上記の方針に適合しており、企業行動規範における「支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等」に抵触するものではないと判断しております。

また、利益相反を回避する観点から、本資金調達の取締役会決議には、利害関係者に該当する可能性のある角田取締役は参加しておらず、常勤監査役及び社外監査役 1 名の出席による審議を経て決議しております。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

## (1) 最近3年間の業績(非連結)

(単位:百万円)

決 算 期	平成 25 年3月期	平成 26 年3月期	平成 27 年3月期
売 上 高	671	894	1,212
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失	△295	△95	99
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失	△289	△98	93
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失	△348	△116	109
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) 円	△93.35	△26.93	23.19
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	46.37	42.78	82.20

(注) 1. 当社は、平成 25 年 10 月 1 日付で普通株式1株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、各期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 平成 27 年 3 月期は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において決議された財務諸表であり、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

(平成 27 年 5 月 25 日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,051,495 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 25 年3月期	平成 26 年3月期	平成 27 年3月期
始 値	9,950 円	31,600 円	499 円
高 値	33,000 円	64,000 円 (注) 1,040 円	1,286 円
安 値	7,300 円	15,310 円 (注) 159 円	311 円
終 値	33,000 円	501 円	1,202 円

(注) 当社は、平成 25 年 10 月 1 日付で普通株式1株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。

② 最近6ヶ月の状況

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
始 値	870 円	935 円	965 円	1,200 円	996 円	1,173 円
高 値	1,246 円	1,077 円	1,250 円	1,286 円	1,239 円	1,200 円
安 値	863 円	852 円	940 円	990 円	975 円	751 円
終 値	939 円	950 円	1,200 円	1,006 円	1,202 円	779 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 27 年5月 22 日現在
始 値	718 円
高 値	730 円
安 値	717 円
終 値	726 円

## (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ① 第三者割当による新株式発行

払込期日	平成 25 年6月 28 日	
調達資金の額	124,960,946 円	
発行価額	1 株につき 16,369 円	
募集時における発行済株式数	37,334 株	
当該募集による発行株式数	7,634 株	
募集後における発行済株式数	44,968 株	
割当先及び割当株式数	株式会社サイカン	4,276 株
	株式会社応援団	1,832 株
	オズミックコーポレーション株式会社	916 株
	ネクストイノベーション株式会社	610 株
発行時における当初の資金使途	「グリパチ」向けアプリの開発費	30 百万円
	スマートフォン向けアプリの開発費	10 百万円
	新規事業の開発費等	30 百万円
	金融機関の借入金返済	50 百万円
発行時における支出予定時期	平成 25 年7月～平成 26 年3月	
現時点における充当状況	当初の資金使途に従って充当いたしました。	

## ② 第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成 26 年5月 29 日	
調達資金の額	100,000,000 円	
転換価額	1 株につき 360 円	
募集時における発行済株式数	4,513,400 株	
割当先	株式会社サイカン	
当該募集による潜在株式数	277,777 株	
現時点における転換状況	転換済株式数 277,777 株 (全ての新株予約権付社債が転換済みであります。)	
発行時における当初の資金使途	「グリパチ」向け iOS 版アプリの開発費	27 百万円
	スマートフォンネイティブアプリの開発費等	70 百万円
発行時における支出予定時期	平成 26 年6月～平成 26 年 11 月	
現時点における充当状況	当初の資金使途に従って充当いたしました。	

## ③ 第三者割当による新株予約権の発行

割当日	平成 26 年 5 月 29 日
発行新株予約権数	277,000 株
発行価額	総額 1,495,800 円(新株予約権1個当たり 5,400 円)
発行時における調達予定資金の額	101,215,820 円 (内訳)新株予約権発行分 1,495,800 円 新株予約権行使分 99,720,000 円
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社
募集時における発行済株式数	4,513,400 株
当該募集による潜在株式数	277,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 277,000 株 (全ての新株予約権が行使済みであります。)
現時点における調達した資金の額	101,215,820 円
発行時における当初の資金使途	スマートフォンネイティブアプリの開発費等 100 百万円
発行時における支出予定時期	平成 26 年 12 月～平成 28 年 5 月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い充当しており、現時点において未充当の資金(約 80 百万円)については、銀行預金として安全に管理しております。

## 12. 発行要項

【別紙1】第三者割当による募集株式の発行要項及び【別紙2】コムシード株式会社第4回新株予約権発行要項に記載のとおりです。



コムシード株式会社第4回新株予約権

発行要項

1.新株予約権の名称

コムシード株式会社第4回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2.本新株予約権の払込金額の総額

金 1,842,500 円

3.申込期日

平成 27 年6月 11 日

4.割当日及び払込期日

平成 27 年6月 11 日

5.募集の方法

第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6.新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 275,000 株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は 1,000 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7. 本新株予約権の総数

275 個

## 8. 本新株予約権1個あたりの払込金額

金 6,700 円

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、726 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

## 10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期} \times \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場（以下「名証セントレックス」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成 27 年 6 月 11 日から平成 29 年 6 月 10 日(但し、平成 29 年 6 月 10 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2)各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1)新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整

後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5)新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6)新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使指示

当社は、裁量により、新株予約権者に 10 日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の名証セントレックスにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の名証セントレックスにおける当社株式の出来高の 15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の名証セントレックスにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の名証セントレックスにおける当社株式の出来高の 20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

#### 19.新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### 20.株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 21.行使請求受付場所

コムシード株式会社 経営管理部  
東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地

#### 22.払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 上野支店

#### 23.本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額(1個当たり6,700円(1株当たり6円70銭))は、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権に係る取締役会決議日の前取引日(平成27年5月22日)の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の普通取引の終値と、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。

#### 24.その他

- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2)上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長羽成正己に一任する。
- (3)本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上